

こんにちは ハローワーク

令和3年3月29日発行

4 月号

築館公共職業安定所 TEL 0228-22-2531
栗原市築館薬師2丁目2-1 FAX 0228-22-6892

ハローワークからのお知らせ

○改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されることとなります。

次の①～⑤のいずれかの措置（高年齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に事業主が自ら実施する、委託、出資等する団体が行う社会貢献事業

○令和3年3月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の下、全ての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。

民間企業	現行2. 2%から2. 3%に引き上げになります。
国、地方公共団体等	現行2. 5%から2. 6%に引き上げとなります。
都道府県等の教育委員会	現行2. 4%から2. 5%に引き上げとなります。



労働市場の動き(2月内容)

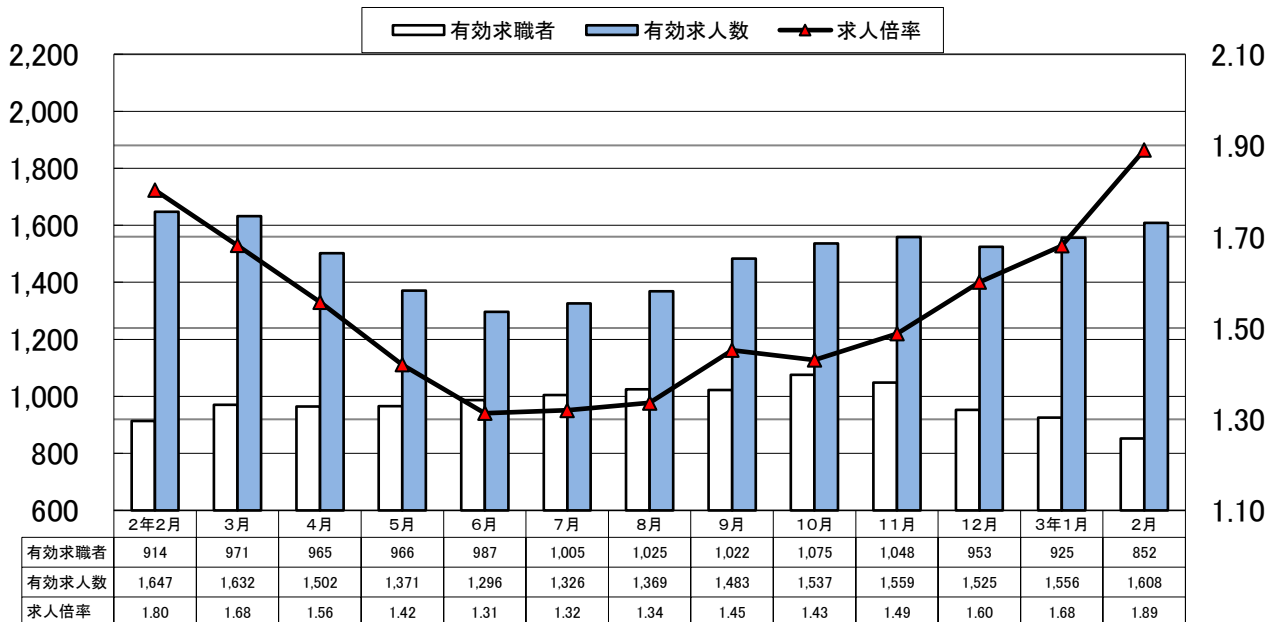
ハローワーク築館管内の求人・求職者の動向



◆2月の有効求人倍率は1.89倍

◆月間有効求人数は1,608人、月間有効求職者数は852人

- ・新規求人数は601人と、前月に比べ4. 2%の増加となり、前年同月比では5. 9%の減少となりました。
- ・新規求人は主な産業別では運輸業が30. 8%、卸売・小売業で13. 0%、サービス業が12. 3%増加した一方で、宿泊業・飲食サービス業が68. 4%、生活関連サービス業・娯楽業が66. 7%、製造業が9. 2%と前年同月比で減少しました。
- ・新規求職申込件数は208人と、前月に比べ14. 9%増加し、前年同月比では0. 5%増加しました。
- ・このため、2月の当所管内における雇用失業情勢は、月間有効求人数1, 608人に対し、月間有効求職者数852人で、有効求人倍率は、1. 89倍となり、先月より0. 21ポイント上昇しました。



改正高年齢者雇用安定法が令和3年4月から施行されます

65歳までの雇用確保
(義務)



70歳までの就業確保
(努力義務)

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、**再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加**されます。

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

<対象となる措置>

次の ~ のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努める必要があります。

70歳までの定年引き上げ
定年制の廃止

70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む

70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 P2、3

70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 P2、3

a.事業主が自ら実施する社会貢献事業

b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

、については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

~ では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案して個別に判断されることとなります。

bの「出資(資金提供)等」には、出資(資金提供)のほか、事務スペースの提供等も含まれます。

事業主のみなさまへ

令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	2.3%
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	2.5%

また併せて、下記の点についてもご注意ください。お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A1.** ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間）
令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、
令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間）
新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A2.** 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://www.mhlw.go.jp/content/000691446.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>



雇用の動き(2月内容)



一般職業紹介状況		(パートタイムを含む)		
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
求職関係	新規求職者数	208	14.9	0.5
	うち45歳以上	112	10.9	6.7
	有効求職者数	852	▲ 7.9	▲ 6.8
	うち45歳以上	496	▲ 9.8	▲ 1.2
求人関係	新規求人数	601	4.2	▲ 5.9
	うち常用	584	7.2	▲ 4.6
	有効求人数	1,608	3.3	▲ 2.4
	うち常用	1,544	3.8	▲ 2.6
紹介関係	紹介件数	257	16.8	▲ 0.4
	うち常用	243	19.1	3.4
就職関係	就職件数	91	33.8	▲ 5.2
	うち常用	84	37.7	▲ 5.6

(パートタイムを含む)

雇用保険適用状況				
項目		当月	前月比(%)	前年同月比(%)
被保険者関係	資格取得者数	185	25.0	27.6
	資格喪失者数	148	▲ 32.4	▲ 1.3
	月末現在被保険者数	17,599	0.2	▲ 1.6

